

00215

昭和四年四月

五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日とあると
の翌日)

鳥取県告示第六百六十八号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

診療科名 氏名 住所 所

耳鼻咽喉科 上田博昭 倉吉市下田中 県立厚生病院

整形外科 湯川勝託 "

眼科 福永喜代治 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

耳鼻咽喉科 上田博昭 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

福永喜代治 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

外科 森脇司良 米子市西町 鳥取大学医学部附属病院

眼科 岸田利夫 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

眼科 岸田利夫 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

整形外科 森脇司良 西伯郡西伯町 西伯病院

耳鼻咽喉科 松原佐守 "

内科 渡部良次 米子市加茂町 博愛病院

整形外科 永井睦悌 岩美郡岩美町 浦富病院

眼科 田村節治 "

耳鼻咽喉科 山本忠治 鳥取市富安 鳥取県身体障害者更生相談所内

内科 渡部良次 米子市加茂町 博愛病院

耳鼻咽喉科 梶寺寺郎磨 境港市 鳥取県済生会境港病院

△正誤 訂正 昭和四十年十一月二十四日付け鳥取県告示第六百二号中

△公安規則 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

△正誤 訂正 昭和四十年十一月二十四日付け鳥取県告示第六百二号中

告示

鳥取県告示第六百六十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定を次のとおり取り消したので、身体障害者福祉法施

行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名 氏 名 旧 住 所 取消理由

外科 高島 義治 米子市西町

橋口 秀吉 ノ 皆生 国立米子療養所

高松 新一 ノ 西町 鳥取大学附属病院

中沢 康夫 ノ 未広町 米子鉄道病院

小田 達夫 ノ

眼科 安酸 睦博 ノ

岡村 幹雄 ノ 西町 鳥取大学附属病院内

松島 茂 国立療養所鳥取病院

内科 宮川 照男 西伯郡西伯町 西伯病院

眼科 日高 輝男 西伯郡西伯町 西伯病院

鳥取県告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づ

き、八頭森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石

破

二

朗

加入区の名称

区

域

小型 東加入区 東漁業協同組合の地区一円の区域
小型 浦富加入区 浦富漁業協同組合の地区一円の区域

公表の場所

鳥取県告示第六百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百五条第一項第一

号ロの規定に基づき、一定の水域を次のように定めたので、漁業災害補償

法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第八条第二項の規定により

告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石

破

二

朗

共同漁業の種類 加入区の名称 水域

第一種共同漁業 てんぐさ淀江加入区 海共第八十四号の漁業権が設定さ

れている漁場の区域

第三十九条政令第二百九十三号）第九条第三項において準用する同令第八条

第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県農林部林務課
鳥取県八项地方農林振興局

農業関係	区
農業者般	分
鳥取市	郡市名
岩美郡	村市名町
国府町	開拓地村名又は
大千湖 代成水 村村村	旧市町村名又は
" " 全部の区域	特別被害地域

小型	田後加入区	田後漁業協同組合の地区一円の区域
小型	網代港加入区	網代港漁業協同組合の地区一円の区域
小型	賀露加入区	賀露漁業協同組合の地区一円の区域
小型	酒津加入区	酒津漁業協同組合及び酒津第一漁業協同組合の地区一円の区域
小型	青谷加入区	夏泊漁業協同組合及び青谷町漁業協同組合の地区一円の区域
小型	赤崎加入区	赤崎町漁業協同組合の地区一円の区域
小型	泊村加入区	泊村漁業協同組合の地区一円の区域
小型	御来屋加入区	赤崎町漁業協同組合の地区一円の区域
小型	淀江加入区	光徳漁業協同組合及び御来屋漁業協同組合の地区一円の区域
小型	淀江加入区	淀江漁業協同組合の地区一円の区域

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百七十三号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第二百三十六号）第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和四十年九月の暴風雨等についての特別被害地域の区域を指定する。

西伯郡 西伯郡 東伯郡 八頭郡
 淀江町 岸本町 会見町 西伯町 米子市 米子市 赤崎町 東三郎町 智頭町 若桜町 八東町 河原町 船岡町 郡家町

宇大県大幡八賀手天大東法上春巣尚采以八上古小智富山山那池若八安丹散西国八河船隼大上郡中大下国

田和高 帰郷野間津国 長勝長 布 日 德実子 西橋郷 鹿頭沢郷形岐田櫻東部比岐郷英上原岡 伊家都 中川 田寺田 庄 私家都 門都

村村

全山大八橋 全市字 全部の区域
 部の区域 川父区 8 瀬波

開拓者	"	大山町
岩美郡	鳥取市	大山村
福部町村	宇倍野開拓地区	上野の区域
岩美町	"	宝殿の区域

鳥取県告示第六百七十四号

鳥取市伏野七〇番地一 竹本重美ほか二十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（区画整理）事業については、土地改良（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十七号

西伯郡大山町から申請のあつた町営土地改良（欠田農道橋）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次とおり告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県告示第六百七十六号

八頭郡郡家町から申請のあつた町営土地改良（福本農道橋改良）事業は、

八頭郡郡家町から申請のあつた町営土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十二月二十八日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

区分	地区名 (分区)	所在 地	入地		植地		增地		反地		国地		体地	
			郡	町村	大字	渡口数	预定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積
土地	逢坂外四 (神田)	西伯												
		名和												
		加茂												
			三五				予定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積
				二六一・反										
					一〇									
			三五				予定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積
				三一一・反										
					七二九									
			四				予定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積	预定壳渡面積	预定壳	预定壳渡面積
				四六・五一										
					反									
			防風林地				防風林地	一〇	五七・九三六	反	防風林地	一〇	五七・九三六	反
			農地				農地	六口	一一・一二〇	反	薪炭林地	六口	一一・一二〇	反
			採草地				採草地	九口	九二・〇〇四	反				
			團体追加配分				團体追加配分							
			共同作業場用地				共同作業場用地	一〇	五〇〇〇	反	入植者追加配分			
			防風林地				防風林地	六口	一二・六〇五	反	防風林地	一〇	五七・九三六	反
			土砂抑止林地				土砂抑止林地	一〇	五九一二	反				

公安局委員會規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県公安委員会規則第十号

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県公安委員会委員長
井上善

—

鳥取県告示第六百七十九号
食糧管理法施行規則（昭和二十三年農林省令第百三号）第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規
登録番号 登録年月日 氏 名 称 又は屋
米振第一七〇号 昭四〇、一二、六 阿部駒一 晴海莊
" 一七一 " "
国設救護所豪門山セン

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取縣知事
石
破
二

四

登録番号 登録年月日 氏名 名称
米振第一七〇号 昭四〇、一二、六 阿部駒一 晴海莊
一七一〃〃 国設救護所

國設救護所蒙円山センター

ii

大山豪円山國有林

12

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 犯罪統計に關すること。

第九条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

附 則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十二月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

正

誤

附 則

この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。

昭和四十年十一月二十四日付け鳥取県告示第六百二号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

警察職員の定員の配分に關する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

貞 段 行

誤

正

一 下 終りから九

林源のかん養

水源のかん養

別表中

捜査課	2	5	7	9		23	6
防犯課	1	2	4	2		9	8

を

捜査課	2	5	7	9		23	8
防犯課	1	2	4	2		9	6

に改める。